

【令和7年4月から】

マイナンバーを利用して添付書類の一部の提出が省略できます。

1 提出を省略できる書類

省略できるのは、申請する際に必要な次の書類うち③、④、⑤の書類です。

- ① 肝炎治療受給者証交付申請書
- ② 診断書

③ 加入医療保険のわかる書類

«●マイナ保険証の利用登録をしていない方は省略できません。»

④ 世帯全員の住民票

⑤ 世帯全員の市町村民税の課税年額を証明する書類

«●省略するためには、地方税情報照会に係る同意が必要です。»

- ⑥ 市町村民税（所得割）の課税状況調査票

2 注意事項

- ・ 個人番号（マイナンバー）により地方税関係情報を照会し情報を得るために、該当者全員それぞれから同意（自署）が必要です。
- ・ 所得や税の申告をしていない方は医療費助成の申請を行う前に、申告が必要です。（現に市町村から課税・非課税証明書の交付が受けられる方、未就労の18歳未満の方の申告は不要です）
- ・ 県から関係機関に加入医療保険・住民票・市町村民税の各情報を照会し、情報提供を受けて事務を進めるため、通常の申請より受給者証発行までの事務処理に時間を要します。ご了承ください。
- ・ マイナンバーを利用して添付資料の一部省略を希望された場合でも、各情報を取得できないなど照会結果によっては、紙の添付資料の提出をお願いする場合があります。ご了承ください。

- マイナンバー利用による添付資料の一部省略は任意です。通常の申請、マイナンバー利用による申請のいずれかをお選びください。
- マイナンバーを利用される方は、「3 利用方法」をご覧ください。

3 利用方法

- (1) 申請書類（1の①、②、⑥）に加えて、（様式）「個人番号（マイナンバー）提供書・兼同意書」を提出してください。（※なお⑥は「個人番号提供書・兼同意書」項目記入により省略可）
申請者（受給者）住所・氏名は、マイナンバーカード上の表記どおり記入してください。
2～4について✓し、【同一世帯員記載欄・同意欄】に世帯全員の方の情報照会に係る同意（自署）・マイナンバー等を記入してください。

【同一世帯員記載欄・同意欄】について

- ・ 氏名欄は、同意する方それぞれが、ご自身で直筆で署名してください。
- ・ マイナンバーなど各項目について、書き間違いのないようご注意ください。
- ・ 未就労の18歳未満の方の直筆での署名は不要です（代筆可能）。また、マイナンバーの記入も不要です。

【別途「世帯の市町村民税課税年額に関する申立書」を提出し、市町村民税課税年額の世帯合計が235,000円以上であり、自己負担限度額（月額）が20,000円で決定されることを了承される方】について

- ・ 地方税関係に係る情報照会は行いません。
- ・ 2～4について✓し、【同一世帯員記載欄・同意欄】は申請者（受給者）欄を記入してください。（同一世帯員欄の記入は不要です。）

(2) 申請受付時に、窓口で、本人確認とマイナンバー確認を行います。

申請時は、次の書類を提示してください。

ア 受給者が申請する場合 … 次の2点

- (ア) 本人のマイナンバー確認書類
- (イ) 本人確認書類（原本）

<本人確認書類の例>

(例①) マイナンバーカード両面（1種類で番号確認と本人確認ができます。）

(例②) 次のマイナンバー確認書類と本人確認書類

<マイナンバー確認書類>

次のいずれか

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーが記載された住民票
- ・住民票記載事項証明書
- ・通知カード（*通知カードに記載されている氏名・住所が住民票と一致している場合に限ります）



<本人確認書類>

次のいずれか1種類（顔写真つきのもの）

- マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

上記が不可能な場合／次の写真なし書類から2種類各種健康保険の資格確認書、住民票、社員証、学生証、年金手帳、母子健康手帳など

イ 受給者の家族等の代理人が窓口へ来所し、申請する場合

- (ア) 代理権の確認に必要な書類

- ・法定代理人の場合=戸籍謄本
- ・法定代理人以外の代理人の場合=委任状（任意様式）

- (イ) 代理人の本人確認のできる書類

- (ウ) 受給者本人のマイナンバーが確認のできる書類（写しも可）

【所得階層区分（月額自己負担限度額）について】

所得階層区分は、市町村民税（所得割額）課税年額の世帯全員分の合計額に応じて次のとおりです。

合計額 235千円以上の場合 甲階層 自己負担限度月額 2万円

合計額 235千円未満の場合 乙階層 自己負担限度月額 1万円

なお、スマートフォンやマイナンバーカードの読み取り機能が付いたパソコンを利用して、マイナポータルの「わたしの情報について」から課税額などの情報を取得することができます。

○ 申請者本人と住民票上同じ世帯の方であっても、所得階層認定の課税額合算対象から除外できる場合があります。

※ 除外要件（次の全てを満たさないと課税額合算対象から除外できません）

ア 配偶者以外であること（配偶者の方は除外対象となりません）

イ 申請者及びその配偶者が除外対象者と地方税法上扶養関係にないこと

ウ 申請者及びその配偶者が除外対象者と医療保険上扶養関係にないこと

エ 申請者から除外対象とする申立てがあること

○ 課税年額世帯合計額が235千円以上の甲階層の方で、合算対象除外要件に該当する方がおり、除外後の世帯合計額が235千円未満の乙階層になる方は、次のいずれかにより申し出てください。また、課税年額世帯合計額が不明な場合でも除外要件に該当する方がいらっしゃる場合は、念のため、申し出てください。

ア （様式）「個人番号（マイナンバー）提供書・兼同意書」の「4-ア」欄及び「市町村民税合算除外希望の有無、該当者」欄にて希望有に☑、除外要件該当者に☑し提出（※該当者未記入も可）

又は

イ 1⑥「市町村民税（所得割）の課税状況調査票」を提出（※課税年額欄未記入も可）